



令和2年8月31日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

(電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第7報）

～労働相談は6ヶ月間で3万7千件を超えている～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、本年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設していますが、本年8月21日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

37,928件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 26,709人（73.1%）、労働者 5,980人（16.4%）、  
社会保険労務士 2,349人（6.4%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 24,836件（65.5%）、休業（休業手当等）5,065件（13.4%）、  
賃金 1,364件（3.6%）、解雇・雇止め 1,178件（3.1%）、休暇 577件（1.5%）

4. 業種

製造業 6,162人、飲食業 4,817人、卸小売業 3,635人、医療・福祉業 1,683人

5. 相談の傾向

労働相談は減少傾向にあるものの、8月に入っても1日平均170件のペースで相談が寄せられており、その8割は事業主からの雇用調整助成金の申請手続きに関する相談であり、労働者からは新設された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する問合せが多い。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の情報提供等に努めていく。

## 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

また、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

### 1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

(神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 指導課内)

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆働く妊婦の方の母性健康管理措置を適切に図るよう、男女雇用機会均等法に基づく指針が改正されています。また、母性健康管理措置による休暇取得支援助成金も新設されています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています(無料)。

### 2 ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

(神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階)

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

### 3 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

**厚生労働省の電話相談窓口** 電話 0120-565653(フリーダイヤル)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

＜受付時間＞ 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

**帰国者・接触者相談センター**

発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター**

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-60-3999(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター**

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-221-276(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 8時30分～20時(月～金曜日)、8時30分～17時15分(土日祝)

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談状況(最新版)】

別表

<参考>月別の推移

		2/14~8/21	2/14~2/29	3月	4月	5月	6月	7月	8/1~8/21
相談者	合計	36,554人	110人	1,764人	10,812人	9,754人	7,266人	4,503人	2,345人
	事業主	26,709人	74人	1,079人	7,390人	6,687人	5,873人	3,615人	1,991人
	労働者	5,980人	13人	400人	2,118人	1,543人	1,019人	649人	238人
	社会保険労務士	2,349人	15人	169人	708人	963人	238人	158人	98人
	労働者の家族・知人	522人	7人	21人	237人	140人	71人	41人	5人
	その他(地方自治体・経済団体等)	994人	1人	95人	359人	421人	65人	40人	13人
相談内容	合計	<b>37,928件</b>	<b>117件</b>	<b>1,946件</b>	<b>11,328件</b>	<b>10,086件</b>	<b>7,493件</b>	<b>4,573件</b>	<b>2,385件</b>
	雇用調整助成金	24,836件	29件	733件	6,251件	6,767件	5,669件	3,464件	1,923件
	休業(休業手当等)	5,065件	43件	331件	2,231件	1,342件	725件	288件	105件
	賃金	1,364件	0件	26件	534件	411件	233件	129件	31件
	解雇・雇止め	1,178件	5件	46件	405件	368件	196件	108件	50件
	休暇(年次有給休暇含む)	577件	6件	139件	205件	115件	75件	25件	12件
	休業支援金・給付金	502件					155件	259件	88件
	その他(労働時間・安全衛生等)	4,406件	34件	671件	1,702件	1,083件	440件	300件	176件
業種	合計	36,554人	110人	1,764人	10,812人	9,754人	7,266人	4,503人	2,345人
	製造業	6,162人	23人	298人	1,542人	1,311人	1,304人	1,071人	613人
	飲食業	4,817人	4人	96人	1,521人	1,532人	947人	463人	254人
	卸小売業	3,635人	4人	126人	1,114人	1,066人	717人	418人	190人
	医療・福祉業	1,683人	10人	91人	577人	398人	300人	199人	108人
	宿泊業	1,150人	5人	95人	299人	313人	215人	172人	51人
	道路貨物運送業	667人	3人	16人	151人	144人	169人	108人	76人
	労働者派遣業	566人	4人	47人	185人	109人	104人	76人	41人
	道路旅客運送業	510人	10人	48人	147人	132人	85人	59人	29人
	その他(業種不明含む)	17,364人	47人	947人	5,276人	4,749人	3,425人	1,937人	983人

## 新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談における助言・指導事例

事例 1	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に係る助言・指導
概 要	<p>申出人はアルバイトとして雇用され、飲食店のホール業務に従事していた。本年4月、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言による休業要請を受けて勤務先は営業自粛となったが、労働基準法第26条に基づく休業手当は適切に支払われていた。5月26日に休業事態宣言は解除されたが、勤務先は今もなお休業状態が続いている。</p> <p>そんな中、7月になって労働基準法第26条に基づく休業手当が突然支払われなくなった。店長に確認しても曖昧な返事であり、納得のいく説明がない。支払いがないと生活に支障が出るので、至急会社側と話し合いを行いたく、助言・指導を申し出たもの。</p>
助言・指導の内容・結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主に対し、<b>労働基準法第26条の趣旨を説明し、法令に沿った対応を行うよう助言</b>した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を縮小せざるを得なくなった場合であって、労働者の雇用維持を図る場合は、<b>「雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）」</b>が利用できることを案内した。</li><li>・ 事業主は、コロナ禍がいつまで続くか分からない状況下で、休業手当を払い続けることが経営的に難しい状況。労働者の生活の安定及び保護の観点から、労働者が直接申請することができる制度として創設された「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」を活用したい意向であるが、労働者への説明が不足していたことを認めた。</li><li>・ 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を活用することにより、金銭補償を受けることができることとなった。</li></ul>